

北九州市測量及び建設コンサルタント業者臨時調査実施要領

(令和7年11月13日制定)

(目的)

- 1 北九州市測量及び建設コンサルタント有資格業者名簿登録業者（以下「登録業者」という。）のうち、新たに指名選定の対象としようとする登録業者、登録期間内に事業所等の新設、移転、改築等を行った登録業者のうち調査の必要があると認める者及び北九州市測量及び建設コンサルタント業者企業実態調査で「企業実態に疑義がある」と判定された登録業者等について、当該登録業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握することを目的とする。

(調査対象)

- 2 登録業者のうち、次の者を調査の対象とする。
 - (1) 新たに指名を行おうとする者
 - (2) 登録期間内に事業所を移転、改築した者のうち調査の必要があると認める者
 - (3) 北九州市測量及び建設コンサルタント業者企業実態調査で「企業実態に疑義がある」と判定された者
 - (4) (1)～(3)に規定する者以外の者で、技術監理局契約部長が必要と認める者

(調査対象事業所)

- 3 調査の対象となる事業所は、次のとおりとする。
 - (1) 市内業者（北九州市内に本社又は本店を有する登録業者をいう。）
北九州市内の本社又は本店
 - (2) 準市内業者（北九州市外に本社又は本店を有する登録業者のうち北九州市内に受任地を有する者をいう。）
北九州市測量及び建設コンサルタント有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録している受任地である事業所
 - (3) 市外業者（(1)及び(2)に規定する者以外の者をいう。）
本社、本店又は有資格業者名簿に登録している受任地である事業所

(調査項目)

- 4 調査は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 代表者又は受任者の在勤状況
 - (2) 技術者及びその他従業員の在勤状況
 - (3) 技術者の資格
 - (4) 事務所の状況
 - (5) 本社機能又は受任地機能の有無
 - (6) その他「北九州市測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査

申請書」に記載された事項

（調査方法）

5 実地調査は、原則として次により行うものとする。

- （１）調査員（北九州市建設工事登録業者等調査要綱第３条に規定する調査員をいう。以下同じ。）２名により、調査対象である登録業者の事業所を訪問する。
- （２）対象登録業者への調査の予告は、調査予定日のおおむね２週間前までに行う。
この際、代表者、役員又は従業員の同席を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する。
- （３）調査員は、資格審査申請時に当該登録業者から提出された資料を持参し、当該登録業者が保管する関係書類と照合、確認する。
- （４）調査員は、調査終了後、速やかに「測量・建設コンサルタント等業者調査表」（様式第１号）を技術監理局契約部長に提出する。

なお、この報告書は「業者実態調査依頼書兼調査結果書」の様式と兼用することができる。

付 則

- 1 この要領は、令和７年１２月１日から施行する。